

# さつま町地域防災計画新旧対照表

令和4年7月21日

総務課 危機管理係

新	旧								
< 一般災害対策編 > <b>第1章 総則</b> <b>第2節 防災機関の業務の大綱</b> 第3 消防（P 2） (1) 略 (2) <u>消防資機材</u> の整備充実と訓練の実施に関する事。	< 一般災害対策編 > <b>第1章 総則</b> <b>第2節 防災機関の業務の大綱</b> 第3 消防（用語の適正化） (1) 略 (2) <u>消防機材</u> の整備充実と訓練の実施に関する事。								
第7 指定公共機関及び指定地方公共機関（P 4）	第7 指定公共機関及び指定地方公共機関 （修正：災害救助法に基づく災害救助業務委託契約の見直し）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">日本赤十字社（鹿児島県支部）</td> <td>           (1) 災害時における医療救護等に関する事。            (2) <u>災害時における</u> ところのケアに関する事。            (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。            (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。            (5) 義援金の受付に関する事。            (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。            (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。         </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本赤十字社（鹿児島県支部）	(1) 災害時における医療救護等に関する事。 (2) <u>災害時における</u> ところのケアに関する事。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (5) 義援金の受付に関する事。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">日本赤十字社（鹿児島県支部）</td> <td>           (1) 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関する事。            (2) <u>ところのケア</u>に関する事。            (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。            (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。            (5) 義援金の受付に関する事。            (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。            (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。         </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本赤十字社（鹿児島県支部）	(1) 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関する事。 (2) <u>ところのケア</u> に関する事。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (5) 義援金の受付に関する事。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱								
日本赤十字社（鹿児島県支部）	(1) 災害時における医療救護等に関する事。 (2) <u>災害時における</u> ところのケアに関する事。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (5) 義援金の受付に関する事。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。								
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱								
日本赤十字社（鹿児島県支部）	(1) 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に関する事。 (2) <u>ところのケア</u> に関する事。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関する事。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関する事。 (5) 義援金の受付に関する事。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関する事。 (7) 災害時の外国人の安否調査に関する事。								
<b>第3節 さつま町の概要（P 6）</b> 第1 自然的条件 1 位置 さつま町は、鹿児島県の北西部、北薩地域の中心部にあり、鹿児島市から約40kmのところに位置する。周囲を山々に囲まれた盆地で、町は、東西27.3km、南北22.0kmの範囲に及び、面積は303.90km <sup>2</sup> 、鹿児島県の3.3%を占めている。	<b>第3節 さつま町の概要（経年変化）</b> 第1 自然的条件 1 位置 さつま町は、鹿児島県の北西部、北薩地域の中心部にあり、鹿児島市から約40kmのところに位置する。周囲を山々に囲まれた盆地で、町は、東西27.3km、南北22.0kmの範囲に及び、面積は303.43km <sup>2</sup> 、鹿児島県の3.3%を占めている。								
第2 社会的条件 1 人口 本町の人口（令和2年国勢調査）は20,243人、世帯数は9,231戸で、 <u>前回の国勢調査（平成27年）から2,157人余り、約10%の減少となっている。</u> また、高齢化の状況は、 <u>令和2年の国勢調査で8,447人、率にして41.7%と町民の2.4人に1人が65歳以上の高齢者となっている現状であり、本町の高齢化は、県全体より20年、全国より35年早く進行しているといえる。</u> 高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加などが防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。 したがって、これらの背景を踏まえて、災害時の防災対策のあり方が重要になってくる。	第2 社会的条件 1 人口 本町の人口（平成27年国勢調査）は22,400人、世帯数は9,690戸で、昭和35年から平成27年までで23,600人余り、約51%の減少となっている。 また、高齢化の状況は、平成27年の国勢調査で8,472人、率にして37.9%と町民の3人に1人が65歳以上の高齢者となっている現状であり、本町の高齢化は、県全体より12～3年、全国より20年早く進行しているといえる。 高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加などが防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。 したがって、これらの背景を踏まえて、災害時の防災対策のあり方が重要になってくる。								

## 第2章 災害予防計画

### 第3節 防災構造化の推進（P15）

町内の防災基盤整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、町における、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な環境整備を推進する。

第1～第2（略）

#### 第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1～2（略）

#### 3 窓ガラス等落下物の安全化（P16）

町は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を行うとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

### 第5節 公共施設の災害防止対策

第1～第2（略）

#### 第3 電力施設の災害防止

##### 1 電力設備の災害予防措置

(1)～(2) 略

##### (3) 土砂崩れ対策（P19～20）

土砂崩れ対策は、地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

第4（略）

#### 第5 通信施設の災害防止

1～3（略）

#### 4 防災演習の実施（P23）

## 第2章 災害予防計画

### 第3節 防災構造化の推進（修正：防災基本計画修正に伴う修正）

町内の防災基盤整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとする事業を推進することにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な環境の整備を推進する。

第1～第2（略）

#### 第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1～2（略）

#### 3 窓ガラス等落下物の安全化

町は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を行うとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

### 第5節 公共施設の災害防止対策

第1～第2（略）

#### 第3 電力施設の災害防止

##### 1 電力設備の災害予防措置

(1)～(2) 略

##### (3) 土砂崩れ対策（修正：九州電力の計画改正に伴う修正）

土砂崩れ対策は、地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。~~なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。~~

第4（略）

#### 第5 通信施設の災害防止

1～3（略）

#### 4 防災演習の実施（追記：県とNTTとの協定締結に伴う修正）

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施するとともに、県及び市町村が実施する防災演習には積極的に参加する。

#### 5 情報の提供

災害発生に当たっては通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、西日本電信電話株式会社ホームページ等を活用し通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

### 第9節 防災組織（P29）

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町は、防災計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進するとともに、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

### 第10節 通信・広報体制（機器等）（P31）

風水害等の災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

### 第12節 消防体制

#### 第1 消防活動体制の整備

1～2（略）

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施する。

（追加：県とNTTとの協定締結に伴う項目追加）

### 第9節 防災組織（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町は、防災計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

### 第10節 通信・広報体制（機器等）（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

風水害等の災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、平常時から、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

### 第12節 消防体制

#### 第1 消防活動体制の整備

1～2（略）

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備

(1) (略)

(2) 事業所の初期消火体制の整備 (P 3 4)

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自衛消防隊等 (注) の育成を図る。(注：消防法で定める防火管理者を置く学校、病院、工場等)

第2 消防用水利、装備、資機材の整備 (P 3 5)

1～2 (略)

3 通信手段・運用体制の整備

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、消防本部において消防無線設備、専用電話回線並びに消防緊急通信指令システムが整備され、緊急時における通信手段が確保されており、詳細については資料編に掲げるとおりである。

資料編 通信指令施設の現況 P 4 4

(2) 消防通信手段の整備方策 (P 3 5)

ア 通信手段 (消防・救急無線等) の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、デジタルにより整備された主運用波及び統制波を活用することで、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

イ 通信運用体制の整備

- 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、また、通信係員及び通信員の受信能力の向上に努め、緊急時における通報の受理及び出動指令の迅速化を図る。
- 現場活動に必要な情報の収集・管理に努め、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- 消防緊急通信指令システムの共同化に向け、地域の実情にあった最適なシステムを構築するため、共同運用を実施する消防本部との連携強化を図る。

### 第13節 避難体制

第1 避難所の指定・確保・安全性の点検

- 1 避難予定場所の指定 (略)
- 2 避難所の確保と整備

(1) (略)

(2) 事業所の初期消火体制の整備 (消防法の用語に整合)

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織 (自衛消防隊等) の育成を図る。

第2 消防用水利、装備、資機材の整備

1～2 (略)

3 通信手段・運用体制の整備

(1) 消防通信手段の整備状況 (消防緊急通信指令システムの整備を明記)

消防・救急活動用通信手段は、消防本部において消防無線設備、専用電話回線が整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されており、資料編に掲げるとおりである。

資料編 消防無線整備状況 P 4 4 (現況装備に基づく、表題・装備修正)

(2) 消防通信手段の整備方策 (事務協議会が設立されたことによる内容の変更)

ア 通信手段 (消防・救急無線等) の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、基地局、移動局ともに新たに増波された全国共通波 (3波) の整備を促進し、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

イ 通信運用体制の整備

- 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び出動指令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

### 第13節 避難体制

第1 避難所の指定・確保・安全性の点検

- 1 避難予定場所の指定 (略)
- 2 避難所の確保と整備

(1) 避難所の確保 (P 3 7)

避難所は、避難予定場所又は学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して確保する。

また、町が定める避難所（以下、「指定避難所」という。）の他、町が推進する「届出避難所」制度を自治会及び自主防災組織等は活用することにより、地区住民の自主避難が安全かつ容易にできるよう、身近な避難所の確保と避難所の分散に努める。

さらに、平成28年4月に発生した熊本地震での余震をおそれた車中避難、新型コロナウイルス感染症拡大により感染リスクが高まることへの不安による指定避難所に避難することができない車中避難者への対応についても避難所と同様に必要な措置を講ずる。

(2) 避難所の収容の収容能力等の把握 (略)

(3) 避難所の整備

ア 指定避難所 (P 3 8)

指定避難所には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。また、避難所における救護施設、通信機器、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮しておく。

また、避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係課と関係機関が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

イ 届出避難所

届出避難所の環境整備等については、管理する自治会及び自主防災組織等が行うものとし、必要な要望等について、町（総務課）と調整する。

ウ 車中避難

やむを得ない理由により避難所に滞在することのできない住民（災害対策基本法第86条の7）が車中避難する場合、開設中の指定避難所駐車場の利用に努める。

指定避難所の駐車場を利用する際は、避難所管理者へ届出を行う。

届出を受け又は車中避難者を確認した管理者は、駐車場の統制の他、トイレの使用、避難所付近の浸水等被害情報提供及び必要に応じて生活関連物資の配布に留意する。

第2 避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒態勢確立 ～4 避難の指示・誘導 (略)

5 自主避難体制の整備 (P 3 9)

(1) 町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

(2) 自治会及び自主防災組織等は安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(3) 住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を

(1) 避難所の確保

避難所は、避難予定場所又は学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して確保する。

(追加：県の自主避難体制の整備事項に届出避難所の登録検討が記載され、町も令和3年7月豪雨等の教訓から「届出避難所」の推進及び「車中避難」対応を具体化した。)

(2) 避難所の収容の収容能力等の把握 (略)

(3) 避難所の整備

避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。また、避難所における救護施設、通信機器、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮しておく。

また、避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係課と関係機関が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

(追加：県計画の反映及び7月豪雨の教訓 届出避難所)

(追加：7月豪雨の教訓 車中避難)

第2 避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒態勢確立 ～4 避難の指示・誘導 (略)

2 自主避難体制の整備 (修正：項目番号の誤植修正)

町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心がける。

発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心がける。

4) 町が推進する「届出避難所」は、町が発令する避難情報の有無にかかわらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことから「届出避難所」の登録について必要な検討を行う。

6 避難指示の伝達等の伝達方法の周知（略）

7 要配慮者の避難体制の強化（略）

### 第3 広域避難体制の整備（P41）

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4 各種施設における避難体制の整備

第5 避難所の収容、運営体制の整備（P43）

1 避難所の開設・収容体制の整備

#### (1) 避難所の開設及び収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては知事が行い、知事からの委任を受けた場合は、町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

#### (2) 福祉避難所の確保

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

#### (3) 適切な避難所収容体制の構築

町及び県は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、さつま町安心安全メール等アプリケーションや県防災Webなど多様な手段を活用して避難所の混雑状

(追加：県計画の反映及び7月豪雨の教訓 届出避難所)

3 避難指示の伝達等の伝達方法の周知（修正：項目番号の誤植修正）

4 要配慮者の避難体制の強化（修正：項目番号の誤植修正）

(追加：県計画へ整合)

第3 各種施設における避難体制の整備（修正：項目番号）

第4 避難所の収容、運営体制の整備（修正：項目番号）

1 避難所の開設・収容体制の整備（追記：県計画へ整合）

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては知事が行い、知事からの委任を受けた場合は、町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

(追記：防災基本計画修正に伴う修正)

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

況を周知する体制構築に努める。

2 避難所の運営体制の整備（P 4 3～4 4）

町は、各避難所に、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、避難所における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所管理運営マニュアル（令和3年1月策定）を基本とし運用する。

また、避難所管理運営マニュアルを活用し、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

第17節 医療救護体制（P 4 9）

第1 緊急医療体制の整備

1 医療体制の整備

(1) 略

(2) 救護所の設置、運営計画

資料編 町内医療機関一覧 P 7 2

(3) 災害拠点病院（機関災害医療センター、地域災害医療センター）の確保

資料編 災害拠点病院一覧 P 7 3

2 後方輸送体制の整備（P 5 0）

(1) 略

(2) トリアージの訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、町は、医療機関と協力して傷病程度を選別を行うトリアージタグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

2 避難所の運営体制の整備（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

町は、各避難所に、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所の整備運営方針の作成に努める。

第17節 医療救護体制

第1 緊急医療体制の整備

1 医療体制の整備（誤植修正）

(1) 略

(2) 救護所の設置、運営計画

資料編 町内医療機関一覧 P 7 7

(3) 災害拠点病院（機関災害医療センター、地域災害医療センター）の確保

資料編 災害拠点病院一覧 P 7 8

2 後方輸送体制の整備

(1) 略

(2) トリアージの訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、町は、医療機関と協力して傷病程度を選別を行うトリアージタグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。



<トリアージ>

「傷病者を重~~症~~度に応じて選別する」行為のこと。

災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重~~症~~度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

<トリアージタグ> (略)

第2 医療用資器材・医薬品等の整備 (P 5 1)

<トリアージタグ>

一枚目

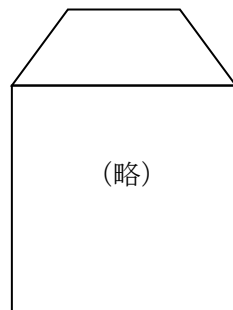
(災害現場用)

二枚目

(輸送機関用)

三枚目

(搬送医療機関用)



第20節 防災知識の普及・啓発 (P 6 1)

第1 住民への防災広報等による防災知識の普及・啓発

- 1 防災知識の普及・啓発の手段 (略)
- 2 防災知識の普及啓発の内容
  - (1) 住民等の責務 (略)
  - (2) 町地域防災計画の概要 (略)
  - (3) 災害予防措置 (P 6 1～6 2)

ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識  
正常性バイアス(注)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸すること  
なく適切な行動をとること。(注：危険性を過小評価)

イ 家庭での予防・安全対策～ カ 災害時の家庭内の連絡体制の確保 (略)

<トリアージ>

「傷病者を重~~傷~~度に応じて選別する」行為のこと。

災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重~~傷~~度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

<トリアージタグ> (略)

第2 医療用資器材・医薬品等の整備

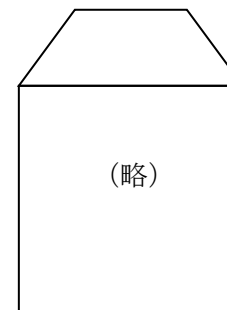
<トリアージタグ>

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(輸送機関用)



第20節 防災知識の普及・啓発

第1 住民への防災広報等による防災知識の普及・啓発

- 1 防災知識の普及・啓発の手段 (略)
- 2 防災知識の普及啓発の内容
  - (1) 住民等の責務 (略)
  - (2) 町地域防災計画の概要 (略)
  - (3) 災害予防措置

(新規追加：防災基本計画修正に伴う修正)

子 家庭での予防・安全対策～~~カ~~災害時の家庭内の連絡体制の確保 (略)

オ 災害危険箇所の周知 (略)

キ 避難路、避難場所及び避難方法の確認

キ 災害危険箇所の周知（略）

ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ケ 避難路、避難場所及び避難方法の確認

コ 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備（略）

カ 農作物の災害予防事前措置

シ その他（略）

(4) 災害応急措置（略）

(5) 災害復旧措置

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影するなど、生活再建に資する行動

### 第23節 防災ボランティアの育成強化

第1（略）

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1（略）

2 消防本部による環境整備

消防本部は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日ごろからボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

### 第25節 要配慮者の安全確保

第1 要配慮者の実態把握（P73）

町は、避難行動要支援者名簿作成について、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに掌握し、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意する。

第2 避難行動要支援者対策

1 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実

ム 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備（略）

ケ 農作物の災害予防事前措置

コ その他（略）

(4) 災害応急措置（略）

(5) 災害復旧措置

（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

### 第23節 防災ボランティアの育成強化

第1（略）

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1（略）

2 消防本部による環境整備（町の計画のため削除）

さつま町消防本部は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日ごろからボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

### 第25節 要配慮者の安全確保

第1 要配慮者の実態把握（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

町は、要配慮者について、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに掌握し、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意する。

第2 避難行動要支援者対策

1 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実

態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、防災行政無線や広報車等を活用して防災情報を提供するとともに、発令された避難準備情報等が要援護者や地域避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、自主防災組織等による安否確認を兼ねた地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

また、関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したもとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

## 2 避難誘導・安否確認体制の整備

### (1) 避難支援体制の整備（P 73～74）

ア 町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

イ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

ウ 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 町は、防災情報等に基づいて、要配慮者避難支援班を設置し、要援護者に対する避難支援体制を早めの段階で整える。

避難準備情報が発令されるなど避難が必要な段階において、要援護者が避難支援を受けられない場合や地域避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要配慮者避難支援窓口（以下「避難支援窓口」という。）（電話53-1234）を設置し、要避難支援者や地域避難支援者からの避難支援要請等を受け付ける。

態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、防災行政無線や広報車等を活用して防災情報を提供するとともに、発令された避難準備情報等が要援護者や地域避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、自主防災組織等による安否確認を兼ねた地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

## 2 避難誘導・安否確認体制の整備（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

### (1) 避難支援体制の整備

町は、防災情報等に基づいて、要配慮者避難支援班を設置し、要援護者に対する避難支援体制を早めの段階で整える。

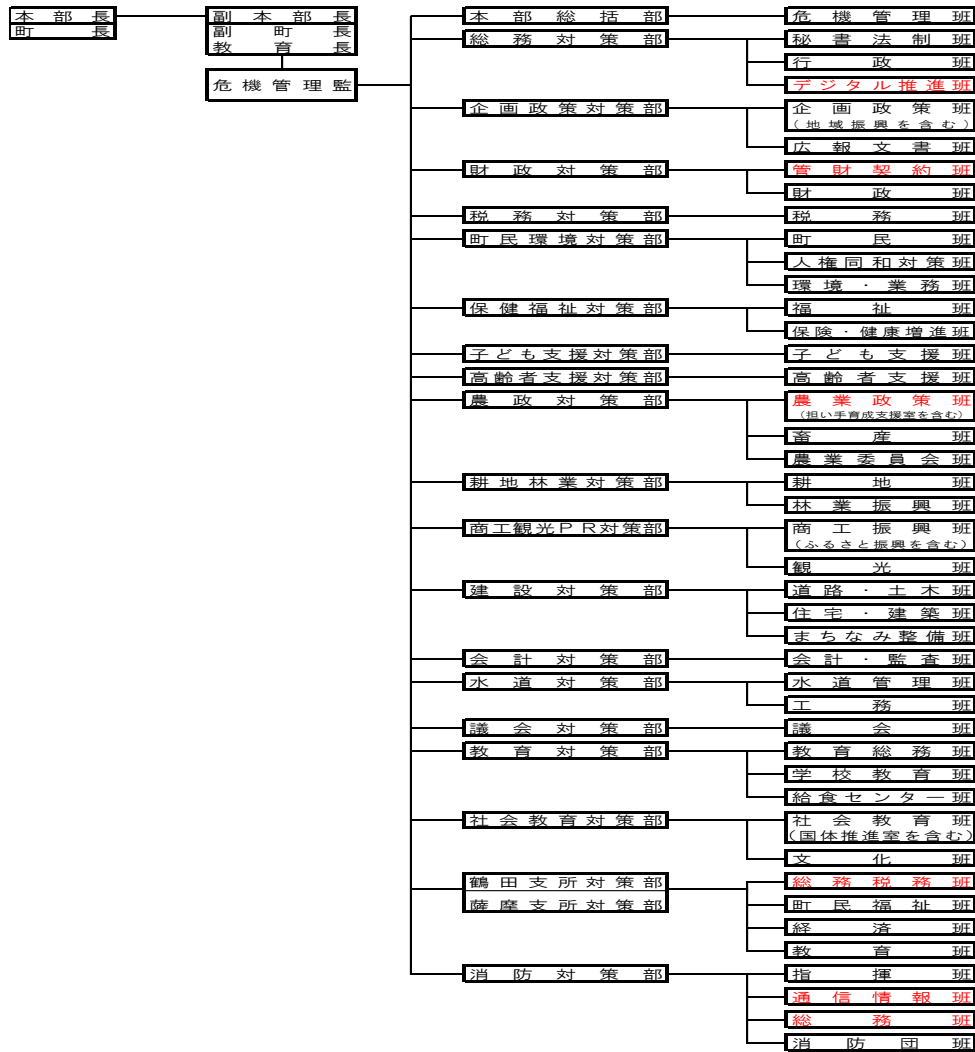
避難準備情報が発令されるなど避難が必要な段階において、要援護者が避難支援を受けられない場合や地域避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要配慮者避難支援窓口（以下「避難支援窓口」という。）（電話53-1234）を設置し、要避難支援者や地域避難支援者からの避難支援要請等を受け付ける。

### 3章 災害応急対策

#### 第1節 応急活動体制の確立

##### 第1 応急活動体制の確立

別表 1 さつま町災害対策本部組織図 (P 79)

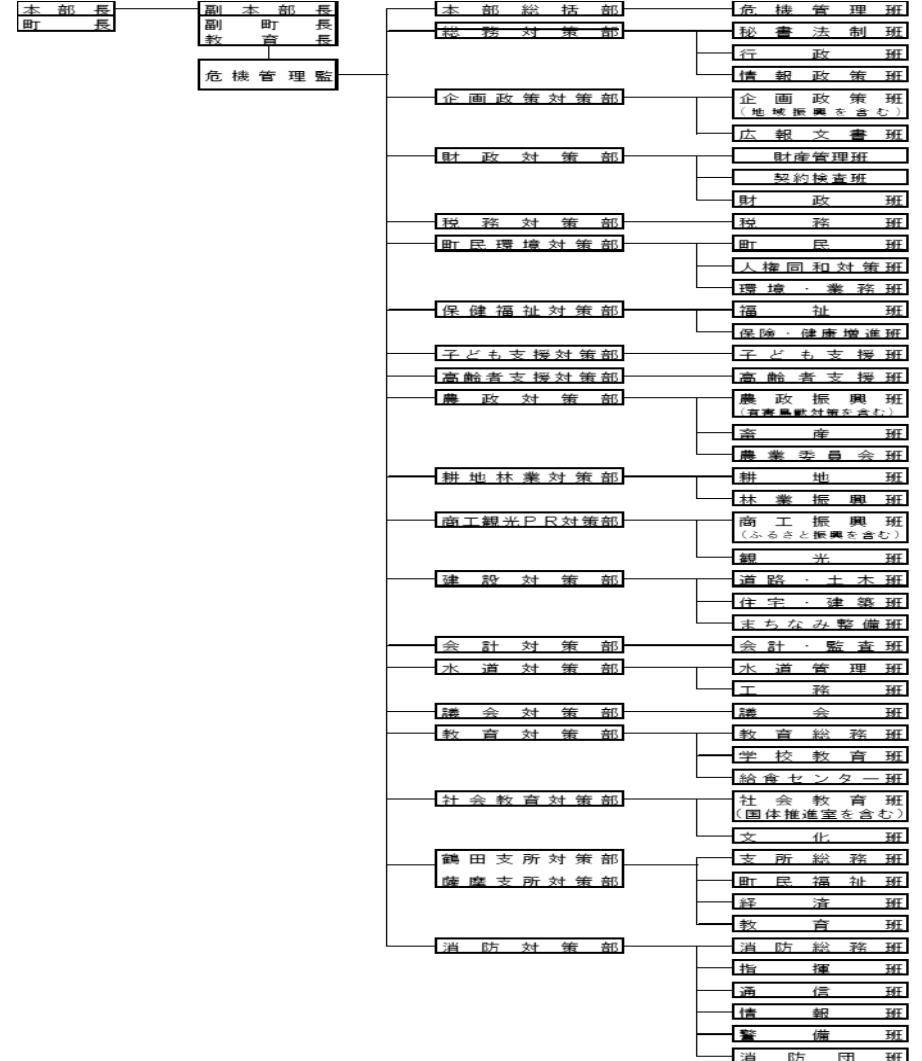


### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 応急活動体制の確立

##### 第1 応急活動体制の確立

別表 1 さつま町災害対策本部組織図 (令和4年度新組織に変更)



別表 2 さつま町災害対策本部事務所掌 (P80~85)

部 名	班 名	事 務 分 掌
総務対策部	<u>デジタル推進班</u> ( <u>デジタル推進</u> 係長)	1 災害時におけるデータ保存に関すること。・・・以下略
税務対策部 ◎税務課長	税務班 (収納係長) (町民税係長) (資産税係長)	1 住家等一般被害の調査に関すること。 2 ・・・以下略
子ども支援対策部 ◎子ども支援課長	子ども支援班 (子育て支援係長) (子ども健康係長)	1 保育・児童施設の被害調査及び応急対策に関すること。・・・以下略
◎農政課長 ○農業委員会事務局 長 ○担い手育成支援室 長	農業政策班 (農業政策係長) (担い手育成支援係長)	1 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 ・・・以下略
鶴田・薩摩 支所対策部	総務 <u>税務</u> 班 (総務 <u>税務</u> 係長)	1 本庁各対策部の事務分掌に準じた・・・支所管内の被害調査、報告、応急対策に関すること。
消防対策部 ◎消防長 ○警防課長兼消防署 長 ○消防総務課長 ○消防団長	<u>総務</u> 班 指揮班 <u>通信情報</u> 班 消防団班 (総務係長) (消防団係長) (警防係長) (救急係長) (危険物係長) (予防係長) (通信指令係長)	1 消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 2 ・・・以下略

別表 2 さつま町災害対策本部事務所掌 (災害対策本部組織図に用語整合・新組織に修正)

部 名	班 名	事 務 分 掌
総務対策部	情報政策班 (情報政策係長)	1 災害時におけるデータ保存に関すること。・・・以下略
税務対策部 ◎税務課長	税務班 (収納係長) (町民税係長) (資産税係長) <del>(地籍調査係長)</del>	1 住家等一般被害の調査に関すること。 2 ・・・以下略
子育て支援対策部 ◎子育て支援課長	子育て支援班 (子育て支援係長) (子ども健康係長)	1 保育・児童施設の被害調査及び応急対策に関すること。・・・以下略
◎農政課長 ○農業委員会事務局 長 ○担い手育成支援室 長	農業振興班 (農業振興係長) <del>(有害鳥獣対策係長)</del> (担い手育成支援係長)	1 農業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 ・・・以下略
鶴田・薩摩 支所対策部	支所総務班 (総務係長) (税務係長)	1 本庁各対策部の事務分掌に準じた・・・支所管内の被害調査、報告、応急対策、復旧に関すること。
消防対策部 ◎消防長 ○警防課長兼消防署 長 ○消防総務課長 ○消防団長	消防総務班 指揮班、通信班 情報班、警備班 消防団班 (総務係長) (消防団係長) (警防係長) (救急係長) (危険物係長) (予防係長) (通信指令係長)	1 消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 2 ・・・以下略

### 第3節 災害救助法の適用及び運用

#### 第1 災害救助法の実施期間（略）

#### 第2 災害救助法の適用基準

##### 1 適用基準（P 8 9）

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

(1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

(2) 次に掲げる程度の災害が発生した区域内において、被災し現に救助を必要とするとき

ア 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。

イ 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。

ウ 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

さつま町の災害救助法適用基準（P 8 9）

人口	基準	
	1号	2号
20,243	50	25

※人口は令和2年国勢調査による。

### 第4節 広域応援体制

#### 第1 応援の受入れ体制の確立（P 9 1）

町は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、町は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

### 第3節 災害救助法の適用及び運用

#### 第1 災害救助法の実施期間（略）

#### 第2 災害救助法の適用基準

##### 1 適用基準（追記：防災基本計画修正に伴う修正）

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

(1) 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。

(2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。

(3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

さつま町の災害救助法適用基準（修正：経年変化による修正）

人口	基準	
	1号	2号
24,109	50	25

※人口は平成22年国勢調査による。

### 第4節 広域応援体制

#### （新規追加：防災基本計画修正に伴う修正）

応援職員の受入れに当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など  
応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

- 第2 町及び消防機関における相互応援協力（略）
- 第3 県への応援要請（略）（P 9 2）
- 第4 近隣市町との相互応援体制（略）
- 第5 公共的団体等への要請（略）
- 第6 民間団体との相互応援体制（略）
- 第7 地域住民の協力（略）（P 9 3）

### 第7節 気象警報等の収集・伝達

第1 鹿児島地方気象台による気象警報等の発表

- 1 特別警報の種類及び発表（略）
- 2 注意報・警報及び気象情報の発表
  - (1) 注意報・警報（略）
  - (2) 気象情報（P 1 0 2～1 0 4）

鹿児島気象等の予報に係るある台風その他の異常気象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。

特に、数年に一度の短時間の大雨（1時間120mm以上）の雨量を観測又は解析をし、かつ大雨警報発令中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に、直ちに「〇〇〇地方記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」という用語で解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く。）気象情報」が発表される。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

- 3 火災気象通報及び火災警報の発表（P 1 0 4）
  - (1) 火災気象通報
    - ア～イ（略）
  - (2) 火災警報
    - ア（略）

- ~~第1~~ 町及び消防機関における相互応援協力（略）
- ~~第2~~ 県への応援要請（略）
- ~~第3~~ 近隣市町との相互応援体制（略）
- ~~第4~~ 公共的団体等への要請（略）
- ~~第5~~ 民間団体との相互応援体制（略）
- ~~第6~~ 地域住民の協力（略）

### 第7節 気象警報等の収集・伝達

第1 鹿児島地方気象台による気象警報等の発表

- 1 特別警報の種類及び発表（略）
- 2 注意報・警報及び気象情報の発表
  - (1) 注意報・警報（略）
  - (2) 気象情報（追記：記録的短時間大雨情報の発表条件にキキクルの危険度が加わった。）

鹿児島気象等の予報に係るある台風その他の異常気象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。

特に、1時間140mm以上の雨量を観測した場合は、直ちに「〇〇〇地方記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

（追加：顕著な大雨に関する情報の追加に伴う修正）

- 3 火災気象通報及び火災警報の発表
  - (1) 火災気象通報
    - ア～イ（略）
  - (2) 火災警報
    - ア（略）

## イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町長が発表するものとし、発表基準は下記のとおりとする。

- ・ 実効湿度65%以下及び最小湿度が40%以下に下がる見込みのとき
- ・ 平均風速が12m以上の風が吹く見込みのとき

## 第12節 危険物等災害対策

### 第1 石油の保安対策

#### 1 施設管理者の措置（P127）

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び貯蔵し又は取扱う危険物の種類並びに災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

##### (1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

ア～イ（略）

ウ 施設内への立ち入りを制限し、警戒を厳重にする。

エ（略）

##### (2) 災害発生の場合の措置

ア 消防本部及びその他の関係機関への通報

イ 消防施設を活用し、被害を最小限に留めるため、適切な初動対応に努める。

ウ 危険物施設等における詰替え及び運搬や取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

エ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の軽減に努める。

オ 災害の拡大危険がある場合は、付近の状況等を考慮し、住民に対し速やかに避難誘導等を行い、人的被害の防止に努める。

### 第2 高圧ガス保安対策（P128）

#### 1 施設管理者の措置（文書の適正化）

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

##### (1) 災害事故の通報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に通報する。通報を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に通報する。

## イ 発表基準（文書の適正化）

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町長が発表するものとし、次のような気象状況を考慮して、具体的発表基準を定めておく。

- ・ 実効湿度65%以下又は最小湿度が40%以下に下がる見込みのとき
- ・ 平均風速が12m以上の風が吹く見込みのとき

## 第12節 危険物等災害対策

### 第1 石油の保安対策

#### 1 施設管理者の措置（文書の適正化）

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

##### (1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

ア～イ（略）

ウ 施設内への警戒を厳重にする。

エ（略）

##### (2) 災害発生の場合の措置

ア 消防機関及びその他の関係機関への通報

イ 消防設備を使用し災害の防除に努める。

ウ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

エ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。

オ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。

### 第2 高圧ガス保安対策

#### 1 施設管理者の措置（文書の適正化）

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

##### (1) 災害事故の通報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に連絡する。



第13節 避難の指示・誘導

第1 要避難状況の早期把握・判断（略）～第5 車両等の乗客の避難措置（略）

第6 広域避難（P137）

各機関の対応について次のとおりである。

	内 容
町	<p>(1) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p> <p>(2) 広域避難を要請した場合は、所属職員の中から受入れ先の避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入れ先の市町村に派遣する。</p> <p>(3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他、必要事項については地域防災計画に定めておくとともに、避難所及び緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1) 市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>
国	<p>都道府県から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。</p>

第14節 救助・救急

第1～第2（略）

第3 救助・救急用装備、資機材の調達（P139）

資料編 救急救助用資器材等保有状況 P71

第4（略）

第5 後方搬送の実施

1～4（略）

第13節 避難の指示・誘導

第1 要避難状況の早期把握・判断～第5 車両等の乗客の避難措置（略）

（新規追加：防災基本計画修正に伴う修正）

第14節 救助・救急

第1～第2（略）

第3 救助・救急用装備、資機材の調達（誤植修正）

資料編 救急救助用資器材等保有状況 P72

第4（略）

第5 後方搬送の実施

1～4（略）

## 5 トリアージの実施（P147～148）

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージタグを活用した救護活動を実施する。

### 〈トリアージ〉

「傷病者を重<sup>症</sup>度に応じて選別する」行為のこと。

災害時発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重<sup>症</sup>度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

### 〈トリアージタグ〉

トリアージには、「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

## 第18節 災害時要援護者への緊急支援

第1 町が実施する要援護者対策（略）～第4 児童に係る対策（略）

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保（略）

2 外国人への情報提供

(1) 外国人への情報提供（略）

(2) 相談窓口の開設（P150）

町は、外国人を対象とした相談窓口を町民環境課に設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

## 第19節 避難所の運営

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設（略）

## 5 トリアージの実施（誤植修正）

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージタグを活用した救護活動を実施する。

### 〈トリアージ〉

「傷病者を重<sup>傷</sup>度に応じて選別する」行為のこと。

災害時発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重<sup>傷</sup>度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

### 〈トリアージタグ〉

トリアージには、「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

## 第18節 災害時要援護者への緊急支援

第1 町が実施する要援護者対策（略）～第4 児童に係る対策（略）

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保（略）

2 外国人への情報提供

(1) 外国人への情報提供（略）

(2) 相談窓口の開設（**追記：県計画へ整合**）

町は、外国人を対象とした相談窓口を町民環境課に設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

## 第19節 避難所の運営

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設（略）

## 2 二次避難所（福祉避難所等）の開設（略）

### 3 届出避難所の開設（P152）

- (1) 自治会及び自主防災組織が届出避難所を開設する場合は、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、開設（閉設）の日時、場所、避難者の数及び連絡手段（管理責任者の電話番号等）を速やかに、町（危機管理係）へ通知するものとする。
- (3) 通報を受けた町（危機管理係）は、県及びさつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。

### 4 車中避難者の駐車場確保

避難所管理者は、車中避難者から車中避難の連絡を受けた場合又は車中避難者を確認した場合、トイレの使用等を考慮した駐車場所を確保するよう留意する。

### 5 留意事項

車中避難については、移動時及び車中泊中のエコノミークラス症候群リスクを伴うため以下のことに留意する。

ア 避難時の移動中の被害を防止するため、早めの避難と安全な避難経路を選定し避難所駐車場へ移動する。

イ エコノミークラス症候群の予防策を確実に行う。

- ・ ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ・ 十分にこまめに水分を取る
- ・ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ・ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ・ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ・ 眠るときは足をあげるなどを行いましょう。（出典 厚生労働省）

#### ○ 予防のための足の運動



出典：厚生労働省

## 第2 避難所の運営管理

### 1 避難者情報の把握（P153）

町の避難者の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を

## 2 二次避難所（福祉避難所等）の開設（略）

### 3～5

（新規追加：県計画の反映、7月豪雨の教訓 届出避難所・車中避難対応）

## 第2 避難所の運営管理

### 1 避難者情報の把握 （追記：県計画の反映及び7月豪雨の教訓 届出避難所）

町の避難者の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を

編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所 (届出避難所及び車中避難者を含む。) ごとに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。

## 2 避難者等との協力

避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

## 3 被災者への情報提供 (P 1 5 3)

指定避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、パソコン通信、ファクシミリ等の整備に努める。

また、届出避難所は総務課職員等から、開設中の指定避難所への車中避難者に対しては、指定避難所災害対応職員等を通じて適時に行う。

## 4 プライバシーの確保 (P 1 5 3)

避難所 (届出避難所及び車中避難者を含む。) を管理する職員等及び避難者は生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮に努める。

編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所ごとに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。(追記)

## 2 避難者等との協力

避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

## 3 被災者への情報提供

避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、パソコン通信、ファクシミリ等の整備に努める。

(追記県計画の反映及び7月豪雨の教訓 届出避難所：)

## 4 プライバシーの確保 (追記：県計画の反映及び7月豪雨の教訓 届出避難所)

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮に努める。(追記)

第4章 災害復旧・復興計画

第4節 被災者への融資措置

第3 農林漁業関係の融資

- 1 天災融資法による経営資金及び事業資金（略）
- 2 日本政策金融公庫による災害資金（P212～213）

（令和3年9月21日現在）

資 金 名	資金使途・内 容	貸付利 率 (%)	償還期限 (年)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
			償還期 間	うち据置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.16 ～ 0.20	10	3	一般 600 法人 1,000 (特認:年間 経営費等の 12分の6)	—
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.10	25	10	(下限50)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.16 ～0.20	15 (果樹の改植又は補植25)	3 (果樹の改植又は補植10)	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 20t未満	80
	共同利用施設	0.16 ～0.20	20	3		80
整備資金	漁港施設	0.10	20	3	(下限10)	80
	漁場整備	0.10	20	3	(下限10)	80
林業基盤整備資金	林道	0.16 ～0.20	20 (特認25)	3 (特認7)		80
	樹苗養成施設	0.16 ～0.20	15	5		80

第4章 災害復旧・復興計画

第4節 被災者への融資措置

第3 農林漁業関係の融資

- 1 天災融資法による経営資金及び事業資金（略）
- 2 日本政策金融公庫による災害資金

（平成31年2月現在）

資 金 名	資金使途・内 容	貸付利 率 (%)	償還期限 (年)		貸付限度額 (万円)	融 資 率 (%)
			償還期 間	うち据置期間		
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.16	10	3	一般 600 法人 1,000 (特認:年間 経営費等の 12分の3)	—
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.16 ～0.20	25	10	(下限50)	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.16 ～0.20	15 (果樹の改植又は補植25)	3 (果樹の改植又は補植10)	1施設当たり 300 特認 600 特々認 800 漁船 1,000 (下限10)	80
	共同利用施設	0.16 ～0.20	20	3	(下限10)	80
整備資金	漁港施設	0.16 ～0.20	20	3	(下限10)	80
	漁場整備	0.16 ～0.20	20	3	(下限10)	80
林業基盤整備資金	林道	0.16 ～0.20	20 (特認25)	3 (特認7)		80
	樹苗養成施設	0.16 ～0.20	15	5		80

< 震災対策編 >

第2章 災害予防計画

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策

第1～第2 (略)

第3 農地災害の防止対策 (P 8)

町は、被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、県及び市町村は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2節 防災構造化の推進

第1 (略)

第2 ブロック塀等の工作物対策 (P 10)

1～3 (略)

4 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第13節 救助・救急体制 (P 24)

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

< 震災対策編 >

第2章 災害予防計画

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策

第1～第2 (略)

第3 農地災害の防止対策 (修正：「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」施行に伴う修正)

町は、ため池や農道橋などの農業用施設について、県と連携を図りながら、必要に応じて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、県及び市町村は、ダムやため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2節 防災構造化の推進

第1 (略)

第2 ブロック塀等の工作物対策

1～3 (略)

(追加：県計画へ整合)

第13節 救助・救急体制

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

第1 (略)

第2 災害対策本部の設置等

1 設置 (P 3 3)

(1) 町域において、震度6弱以上の地震が発生したとき。

(2) 以下略

第3 (略)

第4 震発生時の緊急配備体制 (P 3 4)

配備区分	配備時期	配備内容
情報連絡体制 (第1配備)	1 震度4の地震が発生したとき。 2 町長が必要と認めたととき。 <u>3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されるとき。</u>	・略
災害警戒本部体制 (第2配備)	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 町長が必要と認めたととき <u>3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されるとき。</u>	・略
災害対策本部体制 (第3配備)	1 <u>震度6弱以上</u> の地震が発生したとき。 2 震度5強以下の地震でも、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたととき。 <u>3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されるとき。</u>	・略

第1.4節 救助・救急

第1 (略)

第2 町の救出活動等 (P 4 5～4 6)

1 (略)

2 救急活動

(1)～(2) (略)

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、速やかに県に対してドクターヘリ、県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

第1 (略)

第2 災害対策本部の設置等

1 設置

(1) 町域において、震度6弱の地震が発生したとき。(用語の適正化)

(2) 以下略

第3 (略)

第4 地震発生時の緊急配備体制 (用語の適正化・南海トラフを追記)

配備区分	配備時期	配備内容
情報連絡体制 (第1配備)	1 震度4の地震が発生したとき。 2 町長が必要と認めたととき。	・略
災害警戒本部体制 (第2配備)	1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 町長が必要と認めたととき。	・略
災害対策本部体制 (第3配備)	1 <u>震度6弱</u> の地震が発生したとき。 2 震度5強以下の地震でも、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたととき。	・略

第1.4節 救助・救急

第1 (略)

第2 町の救出活動等

1 (略)

2 救急活動

(1)～(2) (略)

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、速やかに県に対して県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

＜ 原子力災害対策編 ＞

第1章 総則

第1節 計画の目的（略）

第2節 定義

1. この計画において用いる用語を次のように定義する。

(1) 原子力災害（略）～(16) 情報収集事態（略）

(17) 警戒事態（P 3）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階（薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合など巻末資料に示したEALのとおり。）をいう。

(18) 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

(19) 略

(20) 施設敷地緊急事態要避難者（P 3）

施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者を言う。

ア 要配慮者（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者

イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1～第6 （略）

第7 指定地方行政機関（P 13）

＜ 原子力災害対策編 ＞

第1章 総則

第1節 計画の目的（略）

第2節 定義

1. この計画において用いる用語を次のように定義する。

(1) 原子力災害（略）～(16) 情報収集事態（略）

(17) 警戒事態（**修正：原子力災害対策指針の改正による修正**）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階（薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合など巻末資料に示したEALのとおり。）をいう。

(18) 施設敷地緊急事態

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

(19) 略

(20) 施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

第1～第6 （略）

第7 指定地方行政機関（**追記：貸出器材の追加**）



機 関 名	事務又は業務
九州管区警察局 ～ 福岡管区気象台	(略)
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関する事。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事。 (4) 災害時における電気通信の確保に関する事。
～以下 (略)	

## 第2章 防災体制

### 第1節 災害応急対策における対応基準 (略)

### 第2節 防災活動体制

1. (略)
2. 対策本部体制 (P 2 6)
  - (1) 災害対策本部  
別表 6・7 さつま町災害対策本部組織図 (略) ※一般災害編と同じ

## 第4章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針 (略)

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (略)
  - (1)～(2) (略)
  - (3) 九州電力からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合
    - ① (略)
    - ② 原子力緊急事態宣言の判断等の連絡 (P 6 0)  
原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し

機 関 名	事務又は業務
九州管区警察局 ～ 福岡管区気象台	(略)
九州総合通信局	(1) 非常通信体制の整備に関する事。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。 (3) 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事。 (4) 災害時における電気通信の確保に関する事。
～以下 (略)	

## 第2章 防災体制

### 第1節 災害応急対策における対応基準 (略)

### 第2節 防災活動体制

1. (略)
2. 対策本部体制
  - (1) 災害対策本部  
別表 6 さつま町災害対策本部組織図 (略) ※一般災害編と同じ

## 第4章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針 (略)

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (略)
  - (1)～(2) (略)
  - (3) 九州電力からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合
    - ① (略)
    - ② 原子力緊急事態宣言の判断等の連絡 (防災基本計画の修正による修正)  
原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を發出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し

等事故情報等について、官邸（内閣官房）、県、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

### 第3節 活動体制の確立

1. ～5. (略)
6. 防災業務関係者の安全確保

- (1) (略)
- (2) 防護対策
  - ① (略)
  - ② 防護資機材の調達の要請等（P 6 7）

町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

- (3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 放射線防護基準（P 6 8）

（参考）放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業		緊急作業	
実効線量		① 5年間	1 0 0 mSv	1 0 0 mSv	2 5 0 mSv※
		② 1年間	5 0 mSv	—	—
		③ 3ヶ月間	5 mSv	—	—
		④ 1 mSv (妊娠中の女子)			
等価線量	目の水晶体	① 5年間	<u>1 5 0 mSv</u>	3 0 0 mSv	
		② 1年間	<u>5 0 mSv</u>		
	皮膚	1年間	5 0 0 mSv	1 Sv	
	腹部表面	2 mSv (妊娠中の女子)	—		

### 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施

- (1) 避難準備 (略)
- (2) U P Z内における緊急時防護措置の実施（P 6 9）

等事故情報等について、官邸（内閣官房）、県、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

### 第3節 活動体制の確立

1. ～5. (略)
6. 防災業務関係者の安全確保

- (1) (略)
- (2) 防護対策
  - ① (略)
  - ② 防護資機材の調達の要請等（**誤植修正**）

町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

- (3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 放射線防護基準（**防災基本計画の修正による修正**）

（参考）放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業		緊急作業	
実効線量		① 5年間	1 0 0 mSv	1 0 0 mSv	2 5 0 mSv※
		② 1年間	5 0 mSv	—	—
		③ 3ヶ月間	5 mSv	—	—
		④ 1 mSv (妊娠中の女子)			
等価線量	目の水晶体	<del>1年間</del>	<del>1 5 0 mSv</del>	3 0 0 mSv	
	皮膚	1年間	5 0 0 mSv	1 Sv	
	腹部表面	2 mSv (妊娠中の女子)	—		

### 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施

- (1) 避難準備 (略)
- (2) U P Z内における緊急時防護措置の実施

① 国や県の助言等（県原子力防災計画抜粋）

国は、放射性物質の放出後、県、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて薩摩川内市及び関係周辺市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

また、県は、UPZ内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。

なお、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

②～③ （略）

(3) UPZ外における防護措置の実施 （略）

(4) 感染症流行下での防護措置の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、町民の生命・健康を守ることを最優先とする。

(5) 避難方法

(6) 交通誘導

(7) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入町としての協力

(8) 家庭動物との同行避難

(9) 住民等への避難指示

2. 避難場所（略）

3. 広域避難（P 7 3）

(1) 広域避難に伴う避難所等の検討

町は、災害の予測規模、避難者数等鑑み、町の区域外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他県の市町村に協議することができる。

① 国や県の助言等（県原子力防災計画抜粋）**（防災基本計画の修正による修正）**

国は、放射性物質の放出後、県、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて薩摩川内市及び関係周辺市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。

また、県は、UPZ内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。

なお、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

②～③ （略）

(3) UPZ外における防護措置の実施 （略）

**（防災基本計画の修正による追記）**

(4) 避難方法（略）

(5) 交通誘導（略）

(6) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入町としての協力（略）

(7) 家庭動物との同行避難（略）

(8) 住民等への避難指示（略）

2. 避難場所（略）

**（防災基本計画の修正による追記）**

(2) 県の協力

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

(3) 国や県の助言

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとし、県は、町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

4. 広域一時滞在（略）

(1) 避難の長期化に伴う避難所等の検討（防災基本計画の修正による修正）

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、避難対象区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

(2)～(3) （略）

5. 安定ヨウ素剤の予防服用（略）

6. 要配慮者等への配慮（略）

7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置（略）

8. 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置（略）

9. 飲食物、生活必需品等の供給

~~3.~~ 広域一時滞在

(1) 避難の長期化に伴う避難所等の検討（防災基本計画の修正による修正）

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、避難対象区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

(2)～(3) （略）

~~4.~~ 安定ヨウ素剤の予防服用（略）

~~5.~~ 要配慮者等への配慮（略）

~~6.~~ 不特定多数の者が利用する施設における避難措置（略）

~~7.~~ 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置（略）

~~8.~~ 飲食物、生活必需品等の供給

< 資料編 >

1 防災関係機関等

1-1 防災関係機関連絡先一覧

2 県関係 (P 1)

県危機管理防災局 <u>災害対策課</u>	鹿児島市鳴池新町 10-1	099-286- <u>2276</u>
-----------------------	---------------	----------------------

7 指定公共機関及び指定地方公共機関 (P 2)

名 称	所 在 地	電話番号
九州電力株式会社 川内配電事業所	薩摩川内市西向田町 6-26	<u>0800-777-9447</u>

1-2 食料・生活必需品等調達業者一覧 (P 4)

店舗名	所在地	電話番号(0996)
竹之内販売店	" 求名 2950	57-1370
<u>セブンプラザ (大黒屋電気)</u>	" 求名 <u>3683-2</u>	57- <u>1326</u>
堅山酒店	" 求名 <u>12850</u>	57-0221
さつま特産品直売所 <u>出荷者協議会</u>	" 永野 665	58-0199
(有)熊田商店	" 永野 <u>1678-4</u>	58-0920
(有)ヨネモリ物産	" 中津川 709-2	31-6388

< 資料編 >

1 防災関係機関等

1-1 防災関係機関連絡先一覧

2 県関係 (担当部署修正)

県危機管理防災局 <u>危機管理課</u>	鹿児島市鳴池新町 10-1	099-286- <u>2256</u>
-----------------------	---------------	----------------------

7 指定公共機関及び指定地方公共機関 (番号修正)

名 称	所 在 地	電話番号
九州電力株式会社 川内配電事業所	薩摩川内市西向田町 6-26	<u>0120-986-802</u>

1-2 食料・生活必需品等調達業者一覧

(経年変化修正)

店舗名	所在地	電話番号(0996)
梶枝酒店	さつま町求名 2732	57-0016
藤田製菓店	" 求名 2743	57-0017
竹之内販売店	" 求名 2950	57-1370
大黒屋	" 求名 <u>3672</u>	57- <u>0040</u>
上境田酒店	" 求名 5846	57-0175
坂上商店	" 求名 8437	57-0824
神岡ヤクルト販売店	" 求名 11810-1	57-0372
池田精肉店	" 求名 12535-1	57-1155
堅山酒店	" 求名 <u>12965</u>	57-0221
さつま特産品直売所利用協議会	" 永野 665	58-0199
水口商会	" 永野 937-1	58-0822
(有)熊田商店	" 永野 <u>1625-2</u>	58-0920
東精肉店	" 永野 2979	58-0068
若松商店	" 永野 4599	58-0338
(有)ヨネモリ物産	" 中津川 709-2	31-6388
フードショップやまもと	" 中津川 747	57-1444
アイショップ薩摩みやわき店	" 中津川 1926	57-1483

段ストアー	" 中津川 <u>1991-1</u>	57-1488
尾付野商店	" 中津川 9541	57- <u>1521</u>
山ロストアー	" 鶴田 2703	59-2158
ホワイトショッヅこうげ <u>ショッヅ</u>	" 神子 <u>3600-7</u>	59-2061
(有)山之ロストアー	" 紫尾 5517-2	59-8665
<u>セブンイレブンさつま町宮之城屋地店</u>	" <u>宮之城屋地 1057-1</u>	<u>53-3715</u>
若松酒店	" 宮之城屋地 1066	53-0259
日高ストアー	" 宮之城屋地 1101	53-0067
是枝商店	" 宮之城屋地 1147	53- <u>3939</u>
ひがしストアー	" 宮之城屋地 1463	53-0663
(株)大和ブラッセ宮之城店	" 宮之城屋地 1508	52-0555
(有)西別府商店	" 宮之城屋地 1542	53-0243
二階堂商店	" 宮之城屋地 2070-4	53-0277
永田商店	" 宮之城屋地 2621	53-0321
堀之内酒店	" 宮之城屋地 2775-4	53-0206
<u>ファミリーマートさつま旭店</u>	" <u>旭町 1-7</u>	<u>21-3050</u>

段ストアー	" 中津川 <u>1997</u>	57-1488
尾付野商店	" 中津川 9541	57- <u>1564</u>
迫商店	" 鶴田 142	59-3125
山ロストアー	" 鶴田 2703	59-2158
笹田商店	" 鶴田 3422	59-3150
山口商店	" 鶴田 3454	59-2019
宿里商店	" 神子 245-2	59-2162
大野酒店	" 神子 2647	59-2855
ホワイトショッヅこうげ	" 神子 <u>3616</u>	59-2061
郷之原商店	" 柏原 1404	59-8871
若松商店	" 柏原 1575-1	59-8972
佐藤商店	" 柏原 3074	53-0761
大園商店	" 柏原 4764-1	59-8667
小久保商店	" 紫尾 613	59-8840
(有)山之ロストアー	" 紫尾 5517-2	59-8665
若松酒店	" 宮之城屋地 1066	53-0259
日高ストアー	" 宮之城屋地 1101	53-0067
是枝商店	" 宮之城屋地 1147	53- <u>0182</u>
宮本商店	" 宮之城屋地 1451	53-2251
ひがしストアー	" 宮之城屋地 1463	53-0663
(株)大和ブラッセ宮之城店	" 宮之城屋地 1508	52-0555
(有)西別府商店	" 宮之城屋地 1542	53-0243
二階堂商店	" 宮之城屋地 2070-4	53-0277
永田商店	" 宮之城屋地 2621	53-0321
新川商店	" 宮之城屋地 2661	53-1539
岸良商店	" 宮之城屋地 2745	53-1471
堀之内酒店	" 宮之城屋地 2775-4	53-0206

ドラッグストアモリ宮之城店	旭町 10-2	26-1777			
杉元酒店	旭町 18-10	53-0429	杉元酒店	旭町 18-10	53-0429
日之出屋酒店	轟町 7-3	53-3732	日之出屋酒店	轟町 7-3	53-3732
古川商店	轟町 17-21	53-0279	古川商店	轟町 7-21	53-0279
(株)九州セイムス宮之城轟町店	轟町 11-8	52-3855	(株)ドラッグストアコスモ 21	轟町 11-8	52-3855
			マイショップとどろ店	轟町 18-5	53-3716
ファミリーマート轟町店	轟町 25-10	21-3511	ファミリーマート轟町店	轟町 25-10	21-3527
藤田商店	西新町 22-5	53-0434	藤田商店	西新町 22-5	53-0434
(名)中村商店	虎居町 7-11	53-0121	(名)中村商店	虎居町 7-11	53-0121
			村尾商店	虎居 1325	53-0161
			有川商店	虎居 1848	53-0425
			松尾商店	虎居 5171	53-2864
			本ノ下商店	泊野 6351	54-2012
			池之野商店	泊野 6688	54-2010
			平野商店	泊野 6693	54-2611
栗山商店	白男川 3370	54-2574	栗山商店	白男川 3370	54-2574
真崎酒店	山崎 94	56-8338	真崎酒店	山崎 94	56-8338
ローソン宮之城山崎店	山崎 214	56-9288	(有)エフエール企画(ローソン宮之城山崎店)	山崎 214	56-9260
			福岡商店	山崎 996-2	56-8090
二渡特産品販売所 せせらぎの郷二渡	二渡 31-4	31-7620	二渡特産品販売所 せせらぎの郷二渡	二渡 31-4	31-7620
よかもん家	二渡 4210	56-8450	よかもん家	二渡 4210	56-8450
			村尾酒店	二渡 4232	56-8330
成松商店	久富木 1786	56-8739	成松商店	久富木 1786	56-8739
ファミリーマート田原店	田原 191-1	21-3771	ファミリーマート田原店	田原 191-1	21-3771
手塚商店	広瀬 1136	53-0539	手塚商店	広瀬 1136	53-0539
ファミリーマート広瀬店	広瀬 1405-1	21-3536	ファミリーマート広瀬店	広瀬 1405-1	21-3536
フレンドリーふくやま	湯田 508-1	55-9527	フレンドリーふくやま	湯田 508-1	55-9527
			(有)高嶺商店	湯田 1354-141	55-9720
			今村商店	平川 1949	54-2434

ファミリーマート船木店	" 船木 <u>648-4</u>	52-1500
<u>(株)九州セイムスさつま船木店</u>	" <u>船木 2761-1</u>	<u>21-3630</u>
<u>セブンイレブンさつま船木店</u>	" <u>船木 2820</u>	<u>53-3773</u>
スーパードラッグコスモス宮之城店	" 時吉 239-1	21-3411

2 災害、危険箇所関係

2-1 過去の主な災害 (P 1 3)

発生年月日	原因	被害概要
<u>令和3年7月</u>	<u>集中豪雨</u> <u>(線状降水帯発生)</u>	<u>半壊9棟 (9世帯)</u> <u>一部損壊59棟 (58世帯) 床上浸水6棟、</u> <u>床下浸水45棟</u> <u>被害額 33 億円</u>

2-2 土砂災害警戒区域等一覧

○急傾斜地 (P 1 5 ~ 1 6)

大字名	土砂災害警戒区域等の名称 (アガ-ラインは土砂災害特別警戒区域なし)
宮之城屋地	<u>急・屋地 1, 急・屋地 2</u>
久富木	<u>急・萩之段 2, 急・菊池田 4</u>
中津川	<u>急・東尾鹿倉 1</u>
永野	<u>急・口屋ノ谷 1, 急・口屋ノ谷 2</u>

○土石流 (P 1 7 ~ 1 8)

大字名	土砂災害警戒区域等の名称 (アガ-ラインは土砂災害特別警戒区域なし)
久富木	<u>土・菊池田 2, 土・鍛冶屋ケ丸 1</u>
中津川	<u>土・藤森 1, 土・枯楠 1, 土・山神迫 3</u>
永野	<u>土・奥ノ谷 1, 土・裏谷 1, 土・金迫 1</u>

2-5 山地災害危険箇所一覧 (P 3 1)

(1) 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	箇所名	位置大字	人家戸数
3 8 4 - 7 9	甫立	<u>虎居</u>	1 0

ファミリーマート宮之城船木店	" 船木 <u>647-1</u>	52-1500
スーパードラッグコスモス宮之城店	" 時吉 239-1	21-3411

2 災害、危険箇所関係

2-1 (令和3年7月豪雨追記)

2-2 土砂災害警戒区域等一覧 (県の追加指定に伴う、新たに追加した地区)

○急傾斜地

○土石流

2-5 山地災害危険箇所一覧

(1) 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	箇所名	位置大字	人家戸数
3 8 4 - 7 9	甫立	<u>平川</u>	1 0



4 通信等関係

4-2 通信指令施設の現況 (P 4 4)

(1) 高機能消防指令システム (I型・離島型) (令和4年4月1日現在)

種 類	個数	摘 要
指令台	2	主席・副席 (2 座席) ※最大 4 座席まで増設可
表示盤	3	支援情報・多目的情報・車両運用
地図検索装置	2	
音声合成装置	1	
統合型位置情報通知装置	1	
指令情報送信装置	1	
システム監視装置	1	
気象情報収集装置	1	
災害状況等自動案内装置	1	
長時間録音装置	1	
F A X 119 受信装置	1	
防災行政無線統合卓ユニット	1	

(2) 指令電話等

種 類	回線数	摘 要
火災報知専用電話	8	固定・IP 回線 (4 回線)・携帯電話回線 (4 回線)
119 番通報	2	119 転送回線
	1	衛星電話

(3) 一般業務用電話

種 類	回線数	摘 要
一般加入電話	1	52-0119 消防本部, 消防署
// (指令台組み込み)	1	52-2202
ろうあ者緊急用 F A X 電話	1	52-2041
F A X 専用	1	53-0119
携帯電話	5	当務隊長 1, 救急隊 4
衛星電話	1	
N E T 119	1	

(4) 消防救急デジタル無線システム

種 別	呼出名称	出力 (W)	備 考
基地局	さつましょうぼう	20	消 防 本 部
	さつましょうぼう 1	10	タ ン ク 車
	さつましょうぼう 2	10	連 絡 車

4 通信等関係

4-2 消防無線整備状況 (現況装備による表題・装備修正)

デジタル無線 (令和3年4月1日現在)

区分	呼出名称	出力	備考
種別			
基地局	さつましょうぼう	20W	本部
陸 上 移 動 局	さつましょうぼう 1	10W	タンク車
	さつましょうぼう 2	10W	連絡車
	さつましょうぼう 3	10W	小型搬送車
	さつましょうぼう 4	10W	救助工作車
	さつましょうぼう 5	10W	広報車
	さつましょうぼう 6	10W	資機材搬送車
	さつましょうぼう 7	10W	ポンプ車
	さつましょうぼう 8	10W	指揮車
	さつまきゅうきゅう 1	10W	救急 1 号車
	さつまきゅうきゅう 2	10W	救急 2 号車
	さつまきゅうきゅう 3	10W	救急 3 号車
	さつましょうぼう 11	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 12	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 13	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 14	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 15	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 16	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 17	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 18	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 21	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 22	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 23	5 W	携帯型
	さつましょうぼう 24	10W	可搬型

陸上移動局	さつましょうぼう 3	10	小型搬送車
	さつましょうぼう 4	10	救助工作車
	さつましょうぼう 5	10	広報車
	さつましょうぼう 6	10	資機材搬送車
	さつましょうぼう 7	10	ポンプ車
	さつましょうぼう 8	10	指揮車
	さつましょうぼう 11~23	5	携帯局
	さつましょうぼう 24	10	携帯局(可搬型)
	さつまきゆうきゆう 1	10	救急1号車
	さつまきゆうきゆう 2	10	救急2号車
さつまきゆうきゆう 3	10	救急3号車	

5 消防、水防等関係

5-1 町内危険物施設一覧

	事業所名	所在地	電話番号	施設区分
22	ひなたライン株式会社	さつま町久富木字 琵琶川 4539 番地 1	0996-56-8200	自家用給油取扱所

7 避難所、医療等関係 (P 6 5)

7-1 避難所等一覧

22	鶴田	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田 3424-1	略
23		鶴田小学校	神子 661-3	
24		鶴田中央公民館	神子 666-1	
25		鶴田体育館	神子 668-10	

7-4 救急救助用資器材等保有状況

(令和4年4月1日現在)

	品名	数量		品名	数量
消防用資器材	照明装置	3	救急救助用資器材	エアツール一式	1
	投光器	3		救助幕	1
	チェーンソー(ルートカッター, レスキューソー含む)	5		救助担架	1
	送排風機	2		フルスケッドストレッチャー一式	1
	噴霧装置	2		救命索発射装置	1
	化学消火用簡易発泡器	4		かざり付き梯子	3
	複合型ガス検知器	2		三連梯子	4

5 消防、水防等関係

5-1 町内危険物施設一覧(社名変更)

	事業所名	所在地	電話番号	施設区分
22	株式会社 入来運送	さつま町久富木字 琵琶川 4539 番地 1	0996-56-8200	自家用給油取扱所

7 避難所、医療等関係

7-1 避難所等一覧(学校再編・移転)

22	鶴田	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田 3424-1	略
23		鶴田小学校	鶴田 2880	
24		鶴田中央公民館	神子 666-1	
25		鶴田体育館	神子 668-10	

7-4 救急救助用資器材等保有状況

(令和3年4月1日現在)

	品名	数量		品名	数量
消防用資器材	照明装置	3	救急救助用資器材	油圧式救助器具一式(電動式)	1
	投光器	3		可搬式ウィンチ	1
	チェーンソー(ルートカッター, レスキューソー含む)	5		エンジンカッター	2
	送排風機	2		エアツール一式	1
	高圧噴霧装置	1		救助幕	1
	化学消火用簡易発泡器	4		救助担架	1
	複合ガス検知器	2		フルスケッドストレッチャー	1

救急用資器材	耐熱服	1	ワイヤー梯子	1	
	患者監視装置	<u>1</u>		空気呼吸器	<u>15</u>
	患者監視装置兼自動体外式除細動器	<u>2</u>		マット型空気ジャッキ一式	1
	自動体外式除細動器	<u>4</u>		ガス溶断器	1
	輸液ポンプ	2		救命ボート	2
	吸引器	3		船外機	2
	自動式人工呼吸器	4		削岩機	1
	パルスオキシメーター	4		水難救助隊用潜水器具一式	9
	防刃ベスト	6		簡易画像探索装置	1
	バックボード	6		携帯警報機	8
	カプノメーター	<u>3</u>		移動式クレーン	2
	喉頭鏡	<u>3</u>		電動ハンマードリル	1
	ビデオ喉頭鏡	<u>3</u>	充電式レシプロソー	1	
	血糖測定器	<u>3</u>	急速展開式フレームテント (ドラッシュテント)	1	
	血圧計	<u>7</u>		携帯発電機	7
	人口呼吸器	<u>3</u>		冷暖房空調機(テント用全天候型)	1
	携帯型酸素吸入器	<u>3</u>		高圧空気充填機	1
	スクープストレッチャー	<u>3</u>		エアータント	1
	油圧救助器具一式	<u>1</u>		陽圧式化学防護服	<u>2</u>
	充電式コンビツール一式	<u>1</u>	簡易化学防護服	<u>2</u>	
	可搬式ウィンチ	<u>2</u>			
エンジンカッター	2				

11 対策本部関係 (P 8 0)  
11-1 災害対策本部配備要員一覧

対策部名	班名	第1配備	第2配備	第3配備
税務対策部	税務班	各対策部員	<u>4</u>	全職員

救急用資器材			一式		
	化学防護衣(陽圧式)	2		救命索発射装置	1
	化学防護衣(簡易式)	2		かぎ付単梯子	1
	耐熱服	1		三連梯子	4
	患者監視装置	4		ワイヤー梯子	1
	うち12誘導心電計	3		空気呼吸器	14
	自動体外式除細動器	6		マット型空気ジャッキ一式	1
	輸液ポンプ	2		ガス溶断器	1
	吸引器	3		救命ボート	2
	自動式人工呼吸器	4		船外機	2
	パルスオキシメーター	4		削岩機	1
	耐刃ベスト	6		潜水器具一式	9
	バックボード	6	画像探索機	1	
	AEDトレーナー	5	携帯警報機	8	
	訓練人形(リトルジュニア)	2	移動式クレーン	2	
	訓練人形(レサシベビー)	1	電動ハンマードリル	1	
	ショートボード	2	充電式レシプロソー	1	
	高度救命処置シュミレーター	1	フレーム式展開テント (ドラッシュテント)	1	
	救急用カプノメータ	3		発電機	7
	殺菌線消毒ロッカー	1		冷暖房空調機(テント用全天候型)	1
	ビデオ喉頭鏡	3		空気充填機	1
自動心肺蘇生器	1	エアータント		1	
油圧式救助器具一式(エンジンポンプ式)	1				

11 対策本部関係  
11-1 災害対策本部配備要員一覧 (組織再編)

対策部名	班名	第1配備	第2配備	第3配備
税務対策部	税務班	各対策部員	<u>5</u>	全職員

<p>13 条例、協定等関係  13-5 消防相互応援協定  鹿児島県内消防相互応援協定</p> <p>薩摩川内市とさつま町との間における消防相互応援協定  薩摩川内市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき消防相互応援に関し次のとおり協定を締結する。</p> <p><u>伊佐湧水消防組合</u>とさつま町との間における消防相互応援協定</p>	<p>13 条例、協定等関係  13-5 消防相互応援協定（<b>経年変化修正</b>）  鹿児島県消防相互応援協定</p> <p>薩摩川内市とさつま町との間における消防相互応援協定（<b>誤植修正</b>）  薩摩川内市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき消防相互応援に関し次のとおり協定を締結する。（<b>霧島市の協定も同様に第 21 条を第 39 条に修正</b>）</p> <p><u>大口市</u>とさつま町との間における消防相互応援協定（<b>協定修正</b>）</p>
---	---